

平成24年度事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 概況

公益社団法人三条法人会は、平成24年4月1日付で設立し、新設法人として税の知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的として事業を行ってまいりました。

今回、公益社団法人としての1年目は、公益社団法人制度改革を法人会の基本理念と活動に立ち返る機会ととらえ、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るため実施事業の見直しを進めると共に、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組んだところです。

主な事業活動のうち、公益関係は、税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会・セミナー、講演会、租税教育、税の広報、税の調査研究及び提言の各事業を実施しました。法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、税知識の普及や政治、経済学者等の講師による講演、高等学校を訪問した租税教室の開催及び税に関する絵はがきコンクールの実施、さらに、今後の望ましい税制改正のあり方をまとめた税制改正の提言を実施いたしました。

事業活動は、法人会の原点である「税法・税務」を中心に研修会をより多く開催し、公益性をより高めるため会員のみならず、一般市民にも呼びかけ税に関して分かりやすい情報の説明や税の冊子を配布し税知識の普及拡大に努めました。

また、地域社会の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業として、講演会・セミナー、地域の福祉問題などの改善に資する事業を推進するため、タオル寄附を募り社会福祉施設等に寄贈いたしました。

共益関係は、会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業として、組織の強化・充実、広報活動、青年部会・女性部会の充実及び法人会会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業に取り組みました。

管理関係は、公益法人制度改革を踏まえ実施事業の見直しを含め法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

2. 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業等

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

平成24年度の税に関する研修・セミナー実施状況は、会社の決算期別説明会、税制改正、税務申告を中心に、法人会の原点である「税」を中心とした研修会の開催状況は下記のとおりです。

項目別研修会開催状況

テ ー マ	参加人員	実施回数	講 師 名
24年度税制改正法のポイント	29名	1回	税 理 士 藤 本 準 一 氏
これだけは知っておきたい消費税の実務	29名	1回	税 理 士 富 永 英 里 氏
人事・労務・福利厚生関連の税務処理	38名	1回	税 理 士 中 島 祥 貴 氏
税のよもやま話	36名	1回	三条税務署長 浅 見 清 美 氏
税のよもやま話	27名	1回	三条税務署長 浅 見 清 美 氏
税のよもやま話	31名	1回	三条税務署長 瀧 澤 富 夫 氏
税の役割と税務署の仕事	37名	1回	三条税務署長 瀧 澤 富 夫 氏
税務よもやま話	26名	2回	三条税務署担当官
決算期別説明会	262名	12回	三条税務署担当官
合 計	515名	21回	

② インターネットセミナーの提供

公益法人移行とともに新しい研修会の提供として、当法人会ホームページ上で配信されるは100タイトル以上の講師によるセミナーを24時間いつでも無料でご覧いただけます。

この各種セミナーの内容は、税務・経営・労務・健康等のタイトルで経営者が知っておくべき多彩なセミナーと講師陣を揃え、24年度のアクセス回数は884回で社員教育にも活用いただいております。

(2) 租税教育活動

イ 租税教室の開催

当法人会では、税務当局のご協力をいただき次代を担う生徒たちに税の仕組みや税の大切さを理解していただくため、管内高校で租税教室を開催し、税のまんが本、蛍光ペンを配布し好評を得た。また、当法人会も参画する租税教育推進協議会では、小学校21校、中学校7校でも租税教室を開催し、小学生にDVDによる説明と三条税務署・三条地域振興局・三条市の担当者、関東信越税理士会三条支部の税理士先生がわかりやすく説明を行い好評であった。

① 高校生の租税教室

10月15日	私立日本海聖高校	3学年	2クラス	60名
10月24日	私立加茂暁星高校	3学年	4クラス	106名
10月29日	県立三条高校	1学年	1クラス	41名
11月7日	県立三条商業高校	3学年	6クラス	200名
11月15日	県立県央工業高校	3学年	5クラス	198名

② 中学生の租税教室

三条市 第三・大崎中学校
加茂市 葵・若宮・七谷・加茂・須田中学校

③ 小学校

三条市 須頃・井栗・西鱒田・栄中央・大島・条南・大崎・上林・大浦・月岡小学校
加茂市 須田・加茂南・加茂西・石川・下条・七谷・加茂小学校
見附市 見附第二・田井小学校
田上町 田上・羽生田小学校

ロ 税に関する絵はがきコンクールの実施

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知りたい小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくため1月～2月の2ヵ月間高学年を対象に募集し租税教育まんが本とノートを配布した。応募者数は40名であった。

1月16日	栄中央小学	6学年	2クラス	41名
1月17日	大島小学校	6学年	1クラス	16名
1月29日	条南小学校	6学年	2クラス	59名

ハ 地域のイベント行事に参画

7月29日 田上夏まつり税金〇×クイズ 300名

(3) 税の広報活動

- イ. 「会報」法人会だより年2回編集発行の配付。
- ロ. 全法連「ほうじん」年4回（季刊発行）の配付。
- ハ. 「税の窓」（法人会の動き）税務団体共同機関誌年2回編集発行の配付。
- ニ. 三條新聞に確定申告時期に合わせて税の広告を掲載しました。
- ホ. 「e-Tax」の利用促進を図るため「e-Tax」のパンフレットを配布しました。
- ヘ. ホームページに各種研修会を掲載し一般市民にも参加の案内をしました。

(4) 研修用テキストの配付

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、平成24年度において各種テキスト等を作成し研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布しています。

- ①平成24年度税制改正のあらまし
- ②平成24年度税制改正のポイント
- ③平成24年度版知っておきたい消費税
- ⑤平成24年度法人税関係法令の改正と概要
- ⑥平成24年度分会社役員のための確定申告実務のポイント
- ⑦消費税改正法のお知らせ
- ⑧平成24年4月源泉所得税の改正のあらまし
- ⑨平成24年分所得税の改正のあらまし
- ⑩平成24年度法人税関係法令の改正の概要
- ⑪Q&Aでわかる人事・労務・福利厚生関連の税務処理の仕方
- ⑫即回答！いまさら聞けない会社経理の税実務Q&A

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

さらに、「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も合わせて6月22日付で全法連へ提出しました。

新潟県法連がまとめた要望事項は、以下のとおり

平成25年度税制改正要望事項

総論

第一 経済活性化への積極的取り組み

世界経済が減速する中、我が国の経済も大きく景気の後退に入り、企業は海外に活路を求めて流失し続けている。特に地方の中小企業においては厳しい経営を余儀なくされ、いろんな面で企業努力をして頑張っているのが現状である。

中小企業の70%強が赤字経営であり、税収に大きな影響を与えているが、赤字国家の財政再建には、景気回復による税収の増加が一番重要であることを強く認識する必要がある。

政府は、中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早急に示し、具体的に行動してもらいたい。

第二 徹底した行財政改革による歳出削減

平成24年度予算によれば、本年度の国債発行44兆円、歳入総額に占める公債金収入49%となった。世界的規模の不景気が原因の税収の落ち込みとは言え、平成24年度末の国民の借金（国と地方の長期債務残高）は937兆円に達し試算によっては総額1,000兆円となるとされている。これは、まさに破綻同然の財政状況である。

政府としては、思い切った行財政改革を実施し歳出削減を徹底してもらいたい。

新潟県連として次のとおり要求する。

- 1 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制及び公務員継続雇用可否の適正審査制度の導入
- 2 議員数の削減及び報酬の見直し。
- 3 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
- 4 公共を積極的に民間に移行
- 5 市町村合併の効果（経費節減）を早めに取り組む。
- 6 特別会計は、その内容があまり公表されておらず十分なチェックがないまま肥大化してきた、特別会計の抜本的改革が必要である。
- 7 遅れている国の情報公開制度を生きた実効性のある制度として確立すること。

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担することで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

法人の交際費の課税については、引き続き廃止の方向で要望していく。

個人所得については、累進課税区分や課税最低限の見直しが一部なされているが、不公平が生じないよう配慮すべきである。

第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子化・高齢化の同時進行、格差の拡大が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。出生率の低い理由の第一は将来に対する不安が上げられるが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度の低下がはっきりしてきているものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

一方、国民年金保険料の未納増加や社会保険庁のでたらめな体質や反省の無さに国民の不満は以前にも増して大きくなってきている。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に改善すべきである。

公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

第五 東日本大震災の復旧復興予算について

東日本大震災の政府推計被害額は最大で2.5兆円にあがり、その復興に必要な予算措置は当面復興財源確保法の成立で集中復興期間5年間で1.9兆円程度が処置された。

内容は歳出削減および税外収入と税制措置等により償還財源を担保した復興債の発行である、これに伴い償還財源としての復興税が制定された。法人税と所得税に時限的に復興特別法人税3年間、復興特別所得税2.5年間の付加税を課すこととなった。

その他全国の地方公共団体においても地方税について復旧復興のために自ら復興財源の確保をしている。

今後も引き続き復興財源が問題視されると予想されるが法人会としては、極力各省庁の無駄を省きまた知恵を出しあって税外収入の確保に努め、更なる増税に頼らないように要望する。

(基本事項)

制度の改正要望事項

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境におかれていることから改善する点が多い。

このため、以下の改革を要望する。

1 中小企業の軽減税率適用課税所得の引き上げ

昭和56年以来、中小企業の軽減税率適用課税所得は800万円以下に据え置かれているが適用所得額を少なくとも1,500万円程度に引き上げることを要望する。

2 交際費の見直し

交際費は経営運営上必要欠かせない経費であることから現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるか、全額損金扱いにするよう要望する。

3 企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的にも低い水準となってきた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平な税負担になるよう税率構造の更なる見直しを要望する。

1 税率構造の更なる是正

平成18年度改正で税率構造が4区分から6区分となったが、近年平均的所得水準が下落し全体的に下方にシフトしているため高額所得者層との格差が拡大している、これ等も考慮した税率構造改善が必要である。

2 諸控除等の見直し

(1) 各種控除制度の更なる見直しをし簡素化すること。

(2) それにより税負担が重くなり過ぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。

3 少子化対策としての減税措置

子育てに配慮した減税は必要であるが、少子化問題は税優遇等で解決するような単純な問題ではなく、公的施設の拡充、出産、育児、就労等企業の支援なども含め社会全体での環境整備が必要である。

4 金融所得一体課税の検討

10種類ある所得類型を一定の類型に統合または簡素化して損益通算ができるようにすべきである。税制の簡素化のために、金融所得の一体課税を行うよう要望する。

5 納税者番号制度の活用

金融所得一体課税の新設に合わせ損益計算する際、また年金制度の一元化や国民年金の未納問題、導入が検討されている低所得者への給付つき税額控除等を考えれば全国民に番号を付与することが必要である。プライバシーの侵害防止のための法整備を検討した上で、課税の公平が図られるような制度導入を進めるべきである。

第三 消費税制について

消費税率引き上げについては、危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えるとやむを得ないが、引き上げの前に徹底した行財政改革を実施し歳出入の見直しを行うこと、実施の時期は景気への配慮が必要である。また、引き上げの条件として増大する社会保障費に重点的に充てるとともに、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への地方消費税については地方分権の観点から配分率を高め大都市との税収格差に悩む中小都市が充実するような手厚い配分制度の確立を要望する。

第四 相続税制について

中小企業の事業承継税制については、平成21年度改正の見直しで、中小企業を対象に納税額の80%猶予制度が創設されたことは評価するが適用に当たっての要件が厳しすぎる、要件の緩和と従来から要望してきた非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充を引き続き要望する。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

2 事業所税について

事業に係る事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収あり、なしと不公平であり市町村合併の際問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

3 外形標準課税について

資本金1億円超の法人については、既に平成16年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

4 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすること。

第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の用途やCO₂削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、CO₂を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。また、国連機関IPCCの地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表にぶれがあり環境税導入に当たっては適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇制度の検討も必要である。

第七 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

(個 別 事 項)

第一 法人税関係

1 退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活すること。

2 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2ヶ月以内で完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内に延長する。

3 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とする。

第二 所得税関係

1 土地譲渡所得の損益通算の復活

平成16年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。

第三 相続関係

1 贈与税配偶者控除の引上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

2 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。相続税資金の確保や

事業継承に資することになる。

第四 間接税関係

1 印紙税の改正

- (1) 約束手形及び為替手形の非課税限度額は、手形金額が30万円未満とする。
- (2) 売上代金の受取書の非課税限度額は10万円未満の受取書とする。

以 上

(2) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連、各県連及び単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、三条法人会としては、会長、税制委員長、事務局長で編成した要望団により、平成24年12月14日、市長及び市議会議長に対し陳情を実施するとともに、管内選出の国会議員に対しても陳情を行った。

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は以下のとおりです。

～法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項～

平成25年度税制改正では、「成長と富の創出」の実現に向けた税制上の措置が講じられるとともに、「社会保障と税の一体改革」を着実に実施するため、所得税、資産税についても所要の措置が講じられます。

法人会では、「平成25年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、政府・政党・地方自治体に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、事業承継税制、交際費課税をはじめ、法人会の要望事項が広く改正に盛り込まれ、以下のとおり実現（または一部実現）する運びとなりました。

[法人課税]

1. 交際費課税

法人会提言 (交際費課税の見直し)	改 正 事 項
・ 損金不算入割合10%の撤廃	中小法人の交際費課税の特例を拡充し、定額控除限度額を600万円から800万円に引き上げるとともに、10%の損金不算入措置が廃止されます。

2. 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

法人会提言 (経済活性化と中小企業対策)	改 正 事 項
・ 企業が将来に向けて活力を維持し、雇用	(1) 国内の生産等設備投資額を一定以上

<p>確保などの社会的責任を果たすことができるような環境整備が必要であり、特に地域経済を担う中小企業の活性化に資する税制措置はかかせない。</p>	<p>増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度が創設されます。</p> <p>(2) 環境関連投資促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備が追加されます。</p> <p>(3) 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等が追加されます。</p> <p>(4) 労働配分（給与等支給）を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制が創設されます。</p> <p>(5) 雇用促進税制を拡充し、税額控除額が増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引き上げられます。</p> <p>(6) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度が創設されます。</p>
---	--

[資産課税]

1. 贈与税

<p>法人会提言 (贈与税)</p>	<p>改正事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与税は経済の活性化に資するように見直すべき ・ 個人資産の世代間移転の促進 ・ 相続時精算課税制度の拡充 	<p>(1) 贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。(「参考」参照)</p> <p>(2) 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に20歳以上である孫を加える拡充措置が講じられます。</p> <p>(3) 子や孫に対する教育資金の一括贈与</p>

	に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円まで(学校等以外の者に支払われる金銭については500万円を限度)を非課税とする措置が創設されます。
--	---

2. 事業承継税制

法人会提言 (事業承継税制の拡充)	改正事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実 ・ 親族外への事業承継に対する措置 	<p>(1) 経済産業大臣による事前確認制度が廃止されます。また、相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについて提出を要しないこととなります。</p> <p>(2) 雇用確保要件について、「8割以上を毎年維持」から、5年間における常時従業員数の「平均が8割以上」に緩和されます。</p> <p>(3) 贈与時において贈与者が認定会社の「役員でないこと」とする要件について、贈与時において当該会社の「代表権を有していない」ことに改められます。また、役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。</p> <p>(4) 一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくても納税猶予制度の適用が認められることとなります。</p> <p>(5) 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式以外の財産の価額から控除されます。</p> <p>(6) 納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合の利子税は、年2.1%（現行）から年0.9%に引き下げられます。</p> <p>また、経済産業大臣の認定期間（5年間）の経過後に納税猶予税額を納付する場合については、当該期間中の利子税は免除されることとなります。</p> <p>(7) 民事再生計画の認可決定等があった場</p>

	<p>合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予額を再計算し、当該再計算後の納税猶予額について納税猶予を継続する特例が創設されます。</p> <p>(8) 後継者は先代経営者の親族であることとする要件が撤廃されます。</p>
--	---

[個人所得課税]

1. 金融税制

法人会提言 (金融所得一体課税)	改正事項
<ul style="list-style-type: none"> 幅広い金融商品を対象にした金融一体課税の制度拡充 	<p>金融所得課税の一体化が拡充（公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等）されます。</p>

[復興支援のための税制上の措置]

法人会提言 (震災復興)	改正事項
<ul style="list-style-type: none"> 原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じる。 	<p>(1) 避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人にも同様の措置が適用されます。</p> <p>(2) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等が1年延長されます。</p> <p>(3) 高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000万円の特別控除が創設されます。</p> <p>(4) 東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600万円（現行360万円）に引き上げられます。</p>

【参考】贈与税の税率構造の見直しについて

<20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合>

現 行		改正後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円 "	15%	400万円 "	15%
400万円 "	20%	600万円 "	20%
600万円 "	30%	1,000万円 "	30%
1,000万円 "	40%	1,500万円 "	40%
—		3,000万円 "	45%
1,000万円超の金額	50%	4,500万円 "	50%
—		4,500万円超の金額	55%

<上記以外の場合>

現 行		改正後	
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円 "	15%	300万円 "	15%
400万円 "	20%	400万円 "	20%
600万円 "	30%	600万円 "	30%
1,000万円 "	40%	1,000万円 "	40%
—		1,500万円 "	45%
1,000万円超の金額	50%	3,000万円 "	50%
—		3,000万円超の金額	55%

(4) 全法連主催・税制委員セミナーへの参加

開催日 平成25年2月19日

場 所 ハイアットリージェンシー東京

内 容

第1講座

演題 「平成25年度 税制改正について」

講師 財務省大臣官房審議官 太田 充 氏

第2講座

演題 「安倍政権と税制課題 ―法人税を中心に―」

講師 中央大学法科大学院 教授 森信茂樹 氏

出席者数 約472名（うち三条法人会1名）

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 平成24年度の経営支援に関する研修会の実施状況

平成24年度の研修会開催状況は下記のとおりです。

項目別研修会開催状況			
テ ー マ	参加人員	実施回数	講師名
政局展望～野田増税政権と政界再編～	99名	1回	政治ジャーナリスト 末延吉正氏
中国における製造物責任の現状とリスク対策	30名	1回	AIU保険海外プラクティスチーム 吉竹 豪氏
創造への挑戦～鉄腕アトムに憧れて	58名	1回	筑波大学客員教授 大槻 正氏
日商3級複式簿記	416名	16回	税 理 士 松崎孝史氏
わが社の経営理念	29名	1回	㈱スノーピーク代表取締役 山井 太氏
この国の「問題点」～続・上杉隆の40字で答えなさい	27名	1回	元ジャーナリスト 上杉 孝氏
常識の裏側	48名	1回	新潟お笑い集団NAMARA代表 江口 歩氏
大正琴100年、大正琴人生30年	38名	1回	㈱琴原代表取締役 金子 秀樹氏
老舗に学ぶ経営のポイント	31名	1回	㈱モアクリエイション代表取締役 柴田 光榮氏
生命の元 水について— 今、放射能対策 —	35名	1回	㈱コロナ代表取締役 内田 力氏
東日本大震災から学ぶ自衛隊の組織力とリーダーシップ	25名	1回	自衛隊新潟地方本部長（一等陸佐） 吉田 賢一郎氏
明日のこともわからないから年間計画は作れない!て、ほんと?	34名	1回	税 理 士 山口 昇氏
世界の中の日本の進路	64名	1回	政治経済評論家 板垣 英憲氏
合 計	934名	28回	

(2) 研修用教材の配布

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、平成24年度においても各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に参加者に配付しました。

配布したテキスト等

- ①経理・簿記のツボ
- ②日商簿記3級
- ③中小企業のための営業力強化マニュアル
- ④いちごプロジェクト「無理なく節電」

- ⑤会社を守りぬくガマン経営22の心得
- ⑥パート・派遣・契約社員の労務・保険・税務の取扱いQ&A

(3) 社会貢献活動

①タオル等の寄贈

地域社会貢献活動の一環として平成24年12月26日(水)社会福祉法人「三条社会福祉協議会」へタオル600本を寄贈した。タオルの収集活動は女性部会のセミナー等の折や一般公開の講演会にお願いしている。

②いちごプロジェクトパンフレット・節電うちわ等の配付

夏祭りの各地区7会場でいちごプロジェクトパンフレットとうちわ、税のまんが本を配布しました。

3. 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強については経済状況の悪化が依然として続いており、廃業や合併等の増など、会員の減少に歯止めがかからない状態ではありますが、今年度も会員増強運動は公益法人改革に向けて、会員増強を図るために「役員（親会、地区会）1人1社獲得」必達を目標として運動を推進しました。更に、会員についても「あなたのお仲間企業を会員に！」1社につき新規会員1社獲得を目標に会員増強運動を展開、全会員に協力を要請した。

なお、保険会社三社並びに税理士会の先生方、青年部会及び女性部会、各地区会にも例年どおり協力を要請した。

イ. 平成24年度会員増強功労表彰の実施

実施日 平成24年5月29日（第1回通常総会）

表彰規定（団体、個人、特別）に基づき目標達成した役員等に対して表彰。

ロ. 新設法人データの活用

ハ. 各種研修会の会場で法人会のPRをし加入促進する。

所管法人数	会 員 数			加入率%	25/3末
	24/12末	24/6末	増減数		
3,500	2,033	2,051	△18	57.0	1,995

(2) 広報活動の充実

平成24年度は杉山愛さんを引き続き起用し、キャッチフレーズを「さあ、今こそ！一歩踏み出す法人会。社会をリードする存在へ。税知識の普及、納税意識の向上に努め、地域社会に貢献します。」とするポスターを会員に配付並びに各種法人会行事の会場に貼り出しPRした。

(3) 部会等事業の充実

	事業名	開催数	出席者数
青年部会	通常総会	1	29
	研修会の開催	5	109
	会議の開催	3	26
	その他会議等参加	6	17
女性部会	通常総会	1	38
	研修会の開催	4	125
	会議の開催	3	26
	その他会議等参加	2	21
6地区会	通常総会	6	159
	研修会の開催	19	526
	会議の開催	15	126

青年・女性部会活動

イ. 青年部会関係

今年度も「租税教育活動」として、管内の高校三年生を対象に租税教室を開催し、租税教育のPRに協力した。

ロ. 女性部会関係

研修会の都度、タオルを収集。福祉施設へ寄贈している。

	部会員数			
	24/12末	24/6末	増減数	25/3末
青年部会	95	93	2	95
女性部会	97	99	△ 2	96

(4) 福利厚生事業

福利厚生制度を取り巻く環境は、経済状況の悪化、さらには会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いています。

しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、また各法人会にとっても会員増強、さらには法人会の財政基盤の安定化に大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員が中心となって活動を展開しました。

イ. 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会の役員と協力会社との連携を密にするため、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。(24.9.20)

ロ. 各々協力会社との連絡会議を行ない、表彰等でさらなる会員増強につなげられるよう努めた。

H25.3月現在	経営者大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	26.9%	4.18%	12.0%
加入企業数	546社	85社	244社

(5) 会員支援事業

会員企業の経理担当者の表彰（平成24年度）

公益社団法人三条法人会会員の事業所に勤務する者のうち、次のいずれかに該当し、当事業所の申告納税が良好の成績を納めているもの。

- ① 現在経理関係の事務に携わっており、平成24年4月1日現在で経理事務の経験年数が男子10年以上、女子5年以上のもの。
- ② 現在（又は過去の相当期間）経理部門を主に担当し、指導的立場にあつて功労顕著につき社長が特に推薦するもの。（指導的立場とは・・・係長、課長などをいう）
優良経理担当者表彰式（三条税務署管内合同納税表彰式）

開催日 平成24年11月12日
場 所 三条市「燕三条地域地場産業振興センター」
表彰者 6社 7名

表彰の主旨

企業経営にとって、経理と税務は、きわめて大きなウェートを占め全ての原点であることはいふまでもありません。経理担当者は、日常地味ではありますが企業にとっては最も中枢的な部門を担当していることから、その資質の良否が企業の伸長に大きく影響いたします。このことから、功労顕著な者を表彰しその労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものであります。

(6) 会員交流事業

第12回法人会親善チャリティーゴルフ大会

会員の活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を開催した。

日 時 平成24年4月24日
場 所 大新潟カントリークラブ三条コース
参加者 115名

4. 管理関係

(1) 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し情報の発信や会活動のPRを図りました。

(2) 諸会議等の開催状況

(1) 通常総会

開催日 平成24年5月29日
場 所 餞心亭おゝ乃
出席者数 1,123社（委任状を含む）
決議事項
第1号議案 平成23年度決算報告承認の件
第2号議案 その他
報告事項 ①理事会承認事項
平成23年度事業報告
平成24年度事業計画
平成24年度収支予算
公益社団法人設立登記並びに社団法人解散登記報告
②その他

(2) 理事会

開催日 平成24年5月29日
場 所 餞心亭おゝ乃
出席者数 44名
第1号議案 平成23年度事業報告並びに収支決算報告に関する件
(会計監査報告)
第2号議案 公益社団法人設立登記並びに社団法人解散登記報告の件

- 第3号議案 平成24年度事業計画（案）並びに収支収予算（案）承認の件
- 第4号議案 会員増強功績者並びに福利厚生制度功績者の表彰に関する件
- 第5号議案 全法連・県法連功労者表彰受彰者報告に関する件
- 第6号議案 専務理事退任並びに事務局長採用に関する件
- 第7号議案 その他

理事会

開催日 平成24年9月20日

場 所 二州楼会議室

出席者数 41名

第1号議案 公益法人移行後の事業運営について

第2号議案 その他

理事会

開催日 平成25年3月19日

場 所 二州楼会議室

出席者数 36名

議決事項

第1号議案 平成25年度事業計画（案）並びに収支予算（案）に関する件

第2号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件

第3号議案 通常総会・理事会開催日程について

第4号議案 平成25年度全法連・県法連功労者候補の推薦について

第5号議案 事業運営の見直し状況について（平成24年度決算見込み等）

第6号議案 その他

報告事項

- ① 前専務理事に対する退職金の支給結果について
- ② 第13回法人会ゴルフ大会の開催について
- ③ 平成25年度税制改正要望活動について
- ④ その他

(3) 正副会長会議

開催日 平成24年5月8日

場 所 三条ロイヤルホテル

第1号議案 専務理事退任について

第2号議案 新事務局長採用について

第3号議案 その他

開催日 平成24年9月20日

場 所 二州楼会議室

第1号議案 公益法人移行後の事業運営について

第2号議案 専務理事退職に伴う退職金支払いについて

第3号議案 その他

開催日 平成25年3月7日

場 所 三条商工会議所会館

第1号議案 平成24年度決算見込みについて

- 第2号議案 平成25年度予算（案）について
- 第3号議案 役員改選について
- 第4号議案 その他

(4) 監事会

開催日 平成24年5月18日

場 所 三条商工会議所会館

- ①平成23年度事業会計監査について
- ②その他

(5) 総務広報委員会

〔第1回〕 平成24年6月28日 三条商工会議所会館

- ①第27号の経過報告等について
- ②法人会だより第28号の編集計画の検討と原稿依頼について
- ③その他

〔第2回〕 平成24年11月19日 三条ロイヤルホテル

- ①第28号の経過報告等について
- ②法人会だより第29号の編集計画の検討と原稿依頼について
- ③その他

(6) 第12回法人会親善ゴルフ大会実行委員会

〔第1回〕 平成24年4月11日 三条商工会議所会館

- ①第12回法人会親善ゴルフ大会の実施について確認
- ②地区別参加者名簿の確認について
- ③協賛者賞品一覧表（第11回実績）
- ④表彰式、パーティー進行等について
- ⑤ゴルフ大会の組み合わせについて
- ⑥その他

(7) 第13回法人会親善ゴルフ大会実行委員会

〔第1回〕 平成25年1月31日 三条商工会議所会館

- ①第13回法人会親善ゴルフ大会の開催方法について
- ②参加者の募集方法について
- ③その他

(8) 事務局担当者会議

〔第1回〕 平成24年4月26日 三条ロイヤルホテル

- ①公益社団法人設立登記並びに社団法人解散登記の報告について
- ②平成24年度地区会活動費配分額と公益事業の考え方（移行）について
- ③公益法人移行に伴う「ガバナンス」の対応について

- ④平成23年度収支決算（見込）の件
- ⑤平成24年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の件
- ⑥平成23年度会員増強運動の結果報告並びに功績者表彰該当者の件
- ⑦全法連・県連功労者並びに会員増強功績者表彰の件
- ⑧ 通常総会（理事会）開催日程について
- ⑨その他

〔第2回〕 平成24年11月13日 三条ロイヤルホテル

- ①今後の事業運営及び会計処理方法について
- ②その他

〔第3回〕 平成25年3月21日 三条商工会議所会館

- ①役員改選の件について
- ②平成24年度決算見込みについて
- ③通常総会・理事会開催日程について
- ④平成25年度の事務処理について
- ⑤その他

(9) その他行事参加

(1) 新年賀詞交歓会及び新春記念講演及び受章祝典

〔開催日〕 平成25年1月23日

〔場 所〕 帝国ホテル

〔法人会参加人員〕 約500名（うち三条法人会1名）

第1部 「どうなる今後の日本のゆくえ」

講師 読売新聞特別編集委員 橋本 五郎 氏

第2部 受章祝典

第3部 新年賀詞交歓会

(2) 第29回「事務局セミナー」

〔開催日〕 平成25年3月5日

〔場 所〕 ハイアットリージェンシー東京

〔参加法人会〕 415名（うち三条法人会2名）

〔内 容〕

第1部 「移行後の運営に関する主な留意点」

講師 （公財）全法連事務局次長 小林 俊夫 氏

第2部 「総合プラットフォームについて」

講師 （公財）全法連事務局次長 石曾根和裕 氏

（公財）全法連事業部次長 鈴木 康祥 氏

（公財）全法連総務部課長 牧田 孝祐 氏

（公財）全法連財務部課長 佐藤 雅弘 氏

(3) 局法連主催・事務担当者研修会

〔開催日〕 平成24年12月5日

〔場 所〕 さいたま市 ブリランテ武蔵野

- 第1講座 「税務行政の現状について」
 講師 関東信越国税局 課税第二部法人課税課
 課長補佐 宮澤 康洋 氏
- 第2講座 「総合プラットホームについて」
 講師 (公財) 全法連事務局次長 石曾根和裕 氏

(4) 県連主催・第1回事務担当者研修会

- [開催日] 平成24年7月12日
 [場 所] ANAクラウンプラザホテル新潟
 [参加者] 33名 (うち三条法人会3名)
- 第1講座 「公益法人制度改革について～なぜ助成金制度が必要か～」
 講師 (公財) 全法連事務局次長 秋山 淳一 氏
- 第2講座 「平成20年度公益会計基準について」
 講師 (公財) 全法連財務部次長 山田 芳彦 氏
- 第3講座 「助成金ソフトの操作について」
 講師 赤坂見附総合事務所 税理士 長谷川健一 氏

(5) 県連主催・第2回事務担当者研修会

- [開催日] 平成25年1月21日
 [場 所] ANAクラウンプラザホテル新潟
 [参加者] 23名 (うち三条法人会1名)
- 第1講座 「助成金申請手続き」
 第2講座 「助成金ソフト改訂について」
 第3講座 「助成金ソフトの操作について」
 講師 赤坂見附総合事務所 税理士 長谷川健一 氏

(10) その他関係会議等参加

開催日	会 議 名	場 所	出席者
4. 18	八団体正副会長会議	三条ロイヤルホテル	3
5. 11	「税の窓」広報委員会	三条ロイヤルホテル	4
5. 18	県連総務委員会	ANAクラウンプラザホテル新潟	1
5. 18	八団体役員会	三条商工会議所会館	5
5. 24	県連理事会・通常総会	ホテルイタリア軒	15
5. 25	見附地区会総会	小林縷	2
5. 31	八団体第42回定時総会	ハミングプラザビップ	15
6. 4	納貯連第56回定時総会	三観荘	1
6. 15	県連税制員会	ANAクラウンプラザホテル新潟	1
6. 21	下田地区会通常総会	大三	1
7. 30	県連・新潟法人会合同総務委員会	新潟商工会議所中央会館	1
8. 7	全法連新事務局長セミナー	全法連会館	1
8. 23	局法連通常役員総会	ラフレさいたま	1

9. 20	八団体正副会長会議	三条商工会議所会館	2
10. 31	八団体正副会長会議	三条商工会議所会館	3
10. 31	「税の窓」広報委員会	三条商工会議所会館	3
11. 12	合同納税表彰式	地場産業振興センター	7 4
11. 26	税を考える週間 記念講演会	ハイブ長岡	5
12. 3	県連総務委員会	新潟グランドホテル	1
12. 13	県連理事会・一般社団移行臨時総会	ANAクラウンプラザホテル新潟	1 2
12. 14	県連事務局長会議	ゆもとや	1
12. 21	県連・新潟法人会合同共益事業委員会	ホテルオークラ	1
25. 1. 30	国税局幹部との協議会・理事会他	東映ホテル	1

(11) 青年部会関係

平成 24 年

- 4月 20日 青年部会監査会・役員会
- 4月 27日 県連青年部会連絡協議会正副会長会議
- 5月 22日 青年部会定時総会・講演会
- 7月 23日 県連青年部会連絡協議会正副会長会議
- 9月 7日 局連青年部会連絡協議会合同セミナー（新潟）
- 9月 11日 青年部会役員会
- 9月 28日 県連青年部会連絡協議会合同セミナー（新発田会場）
- 11月 2日 全法連法人会全国青年の集い（宮崎大会）
- 11月 22日 青年部会経営戦略セミナー

平成 25 年

- 2月 13日 青年部会・女性部会合同新春懇談会

(12) 女性部会関係

平成 24 年

- 6月 7日 女性部会監査会・役員会
- 7月 11日 県連女性部会連絡協議会正副会長会議
- 7月 18日 女性部会定時総会・講演会
- 8月 5日 女性部いちごプロジェクトパンフ・うちわ等の配布
- 9月 27日 女性部会役員会
- 10月 7日 女性部会税のまんが本等の配布
- 11月 8日 女性部会県連女性部会連絡協議会合同セミナー（燕西蒲会場）
- 11月 28日 女性部会セミナー・税金教室
- 12月 26日 女性部会タオルの寄贈

平成 25 年

- 2月 13日 青年部会・女性部会合同新春懇談会

2月28日 女性部会絵はがきコンクール募集締切

3月13日 女性部会セミナー

(13) 地区会関係

平成24年

5月11日 三条地区会 定時総会

5月15日 加茂地区会 定時総会

5月25日 見附地区会 定時総会

5月30日 田上地区会 定時総会

5月30日 栄地区会 定時総会

6月21日 下田地区会 定時総会

(3) 納税功勞による受彰者 (敬称略)

三条税務署長表彰 <平成24年11月12日>

佐藤 敏夫 三条法人会理事

(4) 平成24年度全法連功勞者表彰

野澤 幸司 三条法人会副会長

丸川 肇平 三条法人会常任理事

(5) 平成24年度県法連功勞者表彰

葺澤 喜一郎 三条法人会監事

原山 義史 三条法人会理事

桑原 栄助 三条法人会理事